

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 株式会社日本メカトロニクス
都市整備部道路管理課（指定管理に関する事務の所管課）
- 3 事前調査日 平成22年1月8日
- 4 監査日 平成22年2月3日
- 5 監査対象年度 平成20年度
- 6 監査対象事項 出納その他の事務
- 7 監査方法 四日市市営中央駐車場及び四日市市営本町駐車場の指定管理者である株式会社日本メカトロニクスに対して、公の施設の管理に係る平成20年度における事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかどうかの主眼を置いて監査を実施した。
また、所管課に対しては、指定管理者への指導監督は適切に行われているかどうかの主眼を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	株式会社日本メカトロニクス
代 表 者	代表取締役 山口 正孝
住 所	名古屋市中川区八熊2丁目1番11号

2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市営中央駐車場	四日市市営本町駐車場
所 在 地	四日市市諏訪町1番25号	四日市市本町3番3号
設 置 年 月 日	平成元年4月1日	昭和60年12月14日
指定管理期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	
指 定 管 理 料	利用料金制 剰余金の97%は駐車場整備費負担金として市の歳入 3%は指定管理者が享受する。	
指定管理に係る 収支状況	収入 88,002,856円 支出 32,371,066円 剰余金 55,631,790円	14,174,860円 9,468,040円 4,706,820円
利用実績 (年間延べ利用台数)	267,162台	18,863台

3 指定管理の業務範囲

- ア 四日市市駐車場条例第7条、第8条、第14条に規定する施設の使用の利用許可等に関する業務
- イ 四日市市駐車場条例第9条、第10条、第11条に規定する施設の利用料金の徴収等に関する業務
- ウ 駐車場の施設その他の物件の維持管理に関する業務
- エ 前各号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関して必要と認める業務

4 収支状況

(単位:円)

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
利用料金収入 (中央駐車場)	104,798,756	88,002,856	16,795,900
利用料金収入 (本町駐車場)	15,698,379	14,174,860	1,523,519
収入計	120,497,135	102,177,716	18,319,419
人件費	10,910,175	11,320,366	410,191
事務局費	3,823,820	3,986,389	162,569
施設費	3,216,398	1,438,878	1,777,520
委託費	18,885,060	16,792,008	2,093,052
光熱水費	2,590,000	3,128,280	538,280
その他	4,533,740	5,173,185	639,445
支出計	43,959,193	41,839,106	2,120,087
駐車場整備負担金 (-) × 97%	74,241,804	58,528,400 (100円未満切捨)	15,713,404
差引(- -)	2,296,138	1,810,210	485,928

第3 監査結果

四日市市営中央駐車場および四日市市営本町駐車場の指定管理者である株式会社日本メカトロニクス及び所管課に対し、指定管理者選定に関する事務、協定書の締結に関する事務並びに公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行について監査を行った結果、次の指摘事項及び所見のとおり、改善、検討を要するところが認められた。

また、道路管理課が行う履行確認及び指定管理者に対する指導監督について、次のとおり、改善、検討を要するところが認められた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善等を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【株式会社日本メカトロニクス】

(1) 管理業務委託の契約について

管理業務の一部を平成 18 年度から三重交通警備株式会社に委託しているが、契約期間が平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日の契約書しか確認できなかった。契約書は委託業務の内容、委託料等を確定する重要な書類となるので、毎年度書面で契約するよう改善すること。

【是正改善事項】

(2) 制服代の支出について

指定管理者が平成 18 年 4 月 1 日に三重交通警備株式会社と交わした四日市市営駐車場管理業務委託契約の仕様書によると、業務委託に要する制服、制帽、作業服等日常の勤務に要するものは受託者の負担とするとあるが、指定管理者が平成 20 年 6 月に制服代を支出し、一般管理費に計上していたので、適正な支出に注意すること。

【注意事項】

(3) 管理経費の計上について

株式会社日本メカトロニクスは平成 20 年度で 3 年間の契約期間が満了し、新たに平成 21 年度から 5 年間の指定管理者となった。平成 21 年度から導入する自動精算機器に対応する駐車券、回数券等を準備するため、平成 21 年 3 月度に購入経費を計上しているが、平成 21 年度の経費として計上すべきであり、適正な会計処理に注意すること。

【注意事項】

(4) 現金出納簿の管理について

現金出納簿が作成されていなかったため、毎日の入出金について出納簿を作成し、適正に管理すること。

【是正改善事項】

(5) 接遇の向上について

事業計画では利用者に対するサービスの向上計画として、アンケートを実施するとあるが、平成 20 年度中には実施されていなかった。また、平成 21 年 4 月から自動精算システムを導入し、直接利用者の声を聴く機会はより少なくなるので、利用者の声を日々のサービスに反映させるため、アンケートを実施するなど、サービス、接遇の改善に具体的な取組を行うこと。

【是正改善事項】

(6) 購入備品のリスト作成について

基本協定書第 30 条において、管理業務の実施のために任意で備品を購入又は調達できることになっている。平成 18 年度からファックス等を購入しているが、備品リストが作成されていないので、貸与備品との区別を明確にするためにも備品購入リストを作成し、ラベルを貼付して適正な物品管理をすること。

【是正改善事項】

(7) 事業計画について

事業計画書は、市との駐車場事業請負の年度毎の受託契約書に相当すると考えられる。したがって、(株)日本メカトロニクスはその利用料収入計画値の必達と計画経費以内での業務遂行は責務の範疇であることを再認識すること。特に販売拡大への取組の弱さ、人件費の計画超過、

租税公課の市側への割振などは課題であり、真摯な姿勢で取り組み、改善すること。

【是正改善事項】

【都市整備部 道路管理課】

(1) 勤務時間の協定について

基本協定に基づき毎年締結する年度協定書では、現場管理者は平日午前8時から午後5時まで常駐することとなっているが、勤務時間は午前8時30分から午後5時30分となっていた。市の開庁時間に合わせ、常駐時間の変更を承認する決裁は確認したが、本来、年度協定書締結時に調整すべき事項であるので、十分に検討し、適正な契約をすること。 【是正改善事項】

(2) 管理業務の再委託について

管理業務の再委託について、基本協定書第17条では「管理業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない、ただしその一部について事前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。」とある。管理業務のうち料金担当および清掃員について第三者へ再委託しているが、文書による事前承認を取っていなかった。この行為は協定違反であり、管理業務に遺漏のないよう徹底すること。 【是正改善事項】

2 所 見

【株式会社日本メカトロニクス】

特になし

【都市整備部 道路管理課】

(1) 指定管理者への指導監督について

現状では指定管理者への牽制、指導監督体制が十分とはいえない状況にある。指定管理者から提出されている事業計画と実績を比較すると、収入では15.2%減額しているが、経費の減額は4.8%にとどまり、駐車場整備負担金も計画の78.8%になっている。指定管理者が事業計画通りの収入を上げ、経費を削減し、計画の駐車場整備負担金を確保できるよう、事業計画立案時の精査と事後の進捗管理及び日常業務の牽制、月次報告書のより精度の高い確認方法の開発など、指導監督体制を強化すること。 【検討事項】

(2) 事業収支実績について

現契約では、駐車料の売上高の妥当性とすべての経費の内容をチェックする必要があるが、その仕組みができていない。市職員にとって非常に手間のかかる難解な作業であるが、売上明細と収入金の突合、諸経費の内容精査、駐車回数券の在庫数、金額の妥当性検証等をチェックする方法を至急に確立し、事業収支実績数値の妥当性確認に努めること。

また、管理経費に消費税や法人税相当額が計上されているが、税額の算出根拠を示す資料の提示がないし、その税を市が負担する根拠も弱い。早急に対処を図りたい。 【検討事項】

(3) 管理業務の再委託について

指定管理者は管理業務のうち料金担当および清掃員について第三者へ再委託しているが、再委託すると、委託先の管理経費が重複するだけでなく、人的な管理監督面でも支障が生じる可

能性が高くなるので、承認時にはその点を十分に留意すること。

また、再委託の範囲が大きいのであれば、直接委託することも検討されたい。 【検討事項】

(4) 指定管理契約の見直しについて

現契約では、売上精査、経費一点別実査など膨大な作業を行わなければ、市に収入される整備負担金の妥当性を確認できないし、その変動によって収入金額は増減し、市側の固定コストをカバーしきれない状況や事故等の発生の可能性もある。

市側が施設・設備に係る減価償却費、修繕費などの固定費をカバーできる一定額をもって指定管理者との契約を賃貸契約に変更することを推奨する。この契約方式であれば、(株)日本メカトロニクスは経営努力がそのまま利益に反映できるメリットもあり、双方十分に協議し、契約の変更を早期に検討されたい。 【検討事項】

現契約下では、専門性を有した企業社員でも手間のかかる難作業と考えられるが、契約変更まではその作業を継続する必要がある、担当職員の粘り強い取組みの続行を期待したい。

【努力要望事項】